

■ 対象経費

テレワーク導入に関する対象経費(具体例)

- 令和2年2月1日～令和3年3月31日までに支払いを完了する経費が対象となります。
(ただし、令和3年1月27日以前に正式申請されている場合は、令和3年2月28日までの経費が対象)
- 助成対象経費以外の経費と混同して支払が行われている場合で、助成対象経費との支払の区別が難しいものは、助成対象経費から除外します。

【前提】対象経費	【前提】対象外
<ul style="list-style-type: none"> ・テレワークに使用するための経費 ・会社が負担する経費であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税 (割引がある場合は、割引後の金額から税抜を計算) ・配送料 ・従業員宅への工事、設置 (取付) が必要なもの (検査を想定した場合、確認しがたいものは対象外) ・親会社、子会社、グループ企業等関連会社 (資本関係、役員を兼任、代表者の親族が経営する会社等)、代表者又は代表者の親族に対する費用

助成対象経費	詳細カテゴリー	対象経費の具体例	対象外
1 コンサルティング委託料	コンサルティング委託料	テレワーク導入のための相談料	顧問料 (別途契約が必要)
		就業規則の改定費用	顧問料 (別途契約が必要)
2 委託費	システム構築費	V P N設置等、システム設置作業費	従業員宅への設置は対象外
		サーバーの設置、設計費	従業員宅への設置は対象外
		I P電話回線等の工事費全般	従業員宅への設置は対象外
		作業保守、サポート費用 ※ 期間契約 (複数月) の場合、4, 5の考え方により積算	
3 備品購入費	パソコン周辺機器	ノートパソコン・デスクトップ本体、キーボード、テンキー、外付H D、U S Bメモリ、USBハブ、外付スキャナー、充電アダプタ、LANケーブル、変換ケーブル、シンククライアント端末、W i - F i本体、V P Nルーター	P Cバッグ (鞆・ケース)、プリンター (複合機)、椅子、クッション、テーブル、ブルーライトカットレンズ等
	ビデオ会議機器	モニター、テレビ、テレワーク用カメラ、ヘッドセット、イヤホン、スピーカー	デジタルカメラ、三脚、照明機材等
	タブレット周辺機器	タブレット本体、サポート費 (定額使用料含む、下記4, 5参照)、キーボード、タッチペン、変換機、アダプター、USBハブ	本体カバー (ケース)、画面フィルム、タブレットホルダー (スタンド) 等
	スマホ、電話機	スマホ、電話機本体、サポート費 (定額使用料含む、下記4, 5参照)、初期費用	スマホカバー、画面フィルム、携帯ケース等
	ソフトウェア	文書作成・表計算ソフト・PDF化ソフト等 (必要最小限のもの)、リモートデスクトップ等ライセンス購入、勤怠管理・チャットツール	動画・画像編集ソフト、会計ソフト、販売管理ソフト等 ※ テレワークに最低限必要となるもののみを対象とし、業種業態によって必要と判断される場合は対象外
	勤怠管理ツール	出退勤やシフト等の管理ツール、コミュニケーションツール ※遠隔で作業する従業員との連絡調整、勤怠管理に必要と認められるもの	会計ツール、販売管理ツール等 ※ テレワークに最低限必要となるもののみを対象とし、業種業態によって必要と判断される場合は対象外
4 賃借料	・上記2、3のリース、使用料		・通話料や通信料等で、月額定額料金ではなく、見積の段階で金額が不明なものは対象外
5 使用料	【複数月の契約】 ①申請時点で未発注の場合は、 <u>交付決定の翌月1日から3月末日までに</u> 支払が完了する経費が対象 (交付決定は、正式申請から概ね2週間程要します) ②申請時点で既に発注済みの場合は、 <u>発注した翌月1日から3月末日までに</u> 支払が完了する経費が対象 ※①②とも、当該期間外に使用する経費は対象外 (例：令和3年4月分の経費等) ※①②とも、令和3年1月27日以前に正式申請された場合は、 <u>2月末日までに</u> 支払いが完了する経費が対象となります。 【1か月のみの契約】 イニシャルコストとして全額対象 (発注日等の考えを撤廃)		